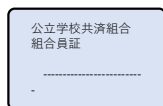


お手元の健康保険証が 利用できなくなります

今後はマイナ保険証または資格確認書をご利用ください

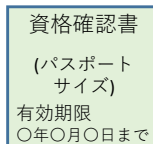
令和7年12月1日まで(いずれも利用可)



健康保険証
(組合員証・被扶養者証)



マイナ保険証



資格確認書 ※1

令和7年12月2日以降

マイナ保険証を
持っている



引き続き
ご利用ください

マイナ保険証を
持っていない



資格確認書
(パスポート
サイズ)
有効期限
○年○月○日まで

※1
資格確認書
をご利用ください

(R7.10)

今回、マイナ
保険証をお持ちでない方へ
資格確認書の
交付を行いました！

※1 資格確認書とは従来の健康保険証(組合員証等)の代わりとなる紙のカードのこと。



マイナ保険証を持っていないのに資格確認書が届かない

過去にマイナ保険証の利用登録を行っている場合、資格確認書の交付はありません。裏面①よりご自身の登録状況をご確認ください。



手元の保険証(組合員証等)はどうすればいい?

令和7年12月2日以降各自で処分してください(詳細は裏面②をご確認ください)。



資格確認書は誰でも発行してもらえるの?

当支部加入時や紛失時などに交付しますが、その対象者がマイナ保険証を持っていなかったり、マイナ保険証が有効期限切れ中などの場合に限りです(詳細は裏面③をご確認ください。)

(念のため資格確認書も欲しい!ということはありません。)



① マイナ保険証の登録状況の確認について

高齢者・障害者等の要配慮者の方々におけるマイナンバーカードの健康保険証利用について（支援者・ご家族向け説明資料）（厚生労働省保険局）から引用



マイナポータルに
ログイン

マイナポータルアプリの
インストールはこちら

▼iPhone ▼Android





マイナポータル

わたし
東京都千代田区

証明書

マイナンバーカード

健康保険証

健康医療

医療費

予防接種



健康保険証

マイナンバーカード利用状況

登録済

資格情報

資格情報をPDFで保存

医療機関・薬局でマイナンバーカードの読み取りができない場合、この画面もしくは資格情報のPDFとマイナンバーカードをセットで提示すると受付ができます。

区分
一般

記号
1234567890



マイナ保険証制度についてやマイナ保険証登録方法はこちら

(厚生労働省HP)

登録状況の確認欄にて、健康保険証が「登録済み」となっていたら、健康保険証利用登録が完了しています

「登録済み」の場合、今回の一斉交付の対象外となります。

② 現行の健康保険証(組合員証及び被扶養者等)の取扱いについて

お手元の健康保険証（組合員証及び被扶養者証）は令和7年12月2日以降、**組合員及び被扶養者が各自で破棄してください。当支部への返却は必要ありません。**

ただし、退職日（扶養認定取消日）が令和7年12月1日以前の場合は、組合員証（被扶養者証）をご返却ください。

【参考】令和7年12月2日以降の各証の取扱い※1

各自で処分する証	引き続き利用する証
組合員証	限度額適用認定証 (マイナ保険証を利用する場合は除く)
被扶養者証	特定疾病療養受療証
高齢受給者証	

※1 市区町村等が発行する医療証などの取扱いについては、発行元にご確認ください。

※1 組合員及び被扶養者へ送付済の「資格情報のお知らせ」は処分しないでください。

③ 資格確認書の交付について

Q1 マイナ保険証を持っているが資格確認書がほしい。

A1 原則、マイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証の利用登録の解除を希望する場合は「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書※2」（給付様式第12-5号）を所属所経由でご提出いただくことで、当支部で利用登録解除を行うとともに、対象者の資格確認書を所属所へ送付します。

Q2 資格確認書はどのような場合に交付してもらえるのか？

A2 次の①から④のいずれかに該当する場合、交付対象となります。「再交付等申請書※2」（給付様式第3-2号）を所属所経由でご提出ください。

例えば、マイナ保険証を利用登録していても、マイナンバーカードの有効期限が切れた場合は次の③に該当します。上記A1の解除申請ではなく、「再交付等申請書※2」を所属所経由でご提出いただくことで、対象者の資格確認書を交付します。

- ①マイナンバーカードの未取得者・返納者・紛失者・更新中の者
- ②マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者(利用登録解除者等を含む)
- ③マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- ④マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者

※2 各種様式は公立学校共済組合神奈川支部ホームページのトップページ「手続きナビ」→「組合員資格・年金の手続き」→「様式ダウンロード（資格編）」に掲載しています。